

## 第 11 章 許認可・進出手続き

### 1. 会社設立手続きの概要

第 7 章で見た通り、ラオスは特に外国投資を地場資本の投資と区別することはない。従って会社設立手続きについても内外資の区別はないが、第 8 章で見たように、3 種類の投資事業（一般事業、コンセッション事業、SEZ の開発事業）があり、それぞれの進出手続きは異なっている。

#### (1) 一般事業の投資手続き（図表 11-1）

##### 投資申請

- 企業法に定められた企業登録：工商業省の企業登録管理局または地方の工商業局のワンストップ・サービスに申請書を提出する。
- 外国投資家の総資本金は 10 億キープ以上でなければならない。

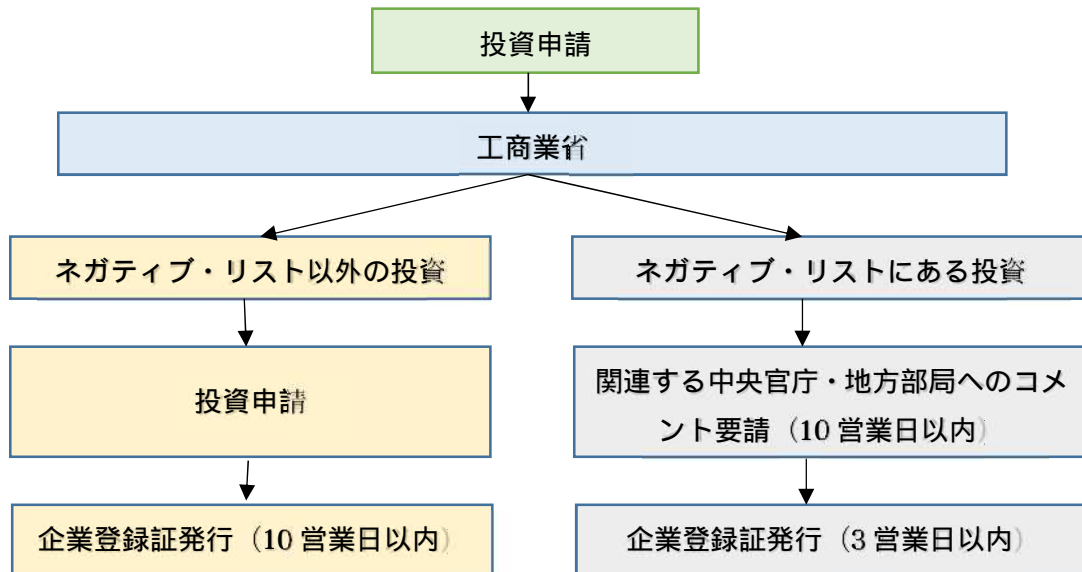
##### 投資承認手続き

- ネガティブ・リスト（図表 10-1 参照）にある業種を除く一般事業への企業登録手続きと所要期間：企業登録申請書が受領された日から 10 営業日以内に企業登録証を発給する。
- ネガティブ・リストにある事業については、企業法の規定に基づき、企業登録申請書が受理された日から 13 営業日以内に企業登録証を発給する。
- 既存企業の事業拡大のための申請は、別の規定に基づく必要書類を申請書に添えて提出する。事業拡大の申請に係る審査は新規申請の審査より迅速に行われる。

##### 企業登録証

- 企業登録証は、法に従って事業を実施するための登録証明書である。
- 企業登録証には、関係機関により発行される投資承認、投資優遇措置、税務証明書、及び関連部門（セクター）が発行する事業活動の認可証が含まれる。
- 企業登録証の発給を受けた投資家は直ちに事業を始めることが出来る。

図表 11-1 一般事業の進出手続き



(出所) MPI, General Information Guide for Investing in Lao PDR, 2011 他より作成

(2) コンセッション事業の投資手続き (図表 11-2 参照)

投資申請

- コンセッション事業への投資を希望する投資家は計画投資省 (MPI) あるいは県の計画投資部のワンストップ・サービスに申請し、次いで政府あるいは県の所轄機関に申請する。

投資家選定

- コンセッション事業の申請は、ケース・バイ・ケースで選定作業に移る。選定方法は、法律に基づき、関連部門及び関係する地方機関と協力して計画投資省 (地方部局) が行う比較検討、入札、あるいは評価などである。
- 投資家の選定は、透明性、公開性、監査可能性を持たねばならない。
- コンセッションの選定方法は、別途、規則によって定められる。

コンセッション事業投資の審査

計画投資省あるいは地方の計画投資局 (地方局) は、以下の方法によってコンセッション事業を審査する。

- 投資の審査と承認は、政府及び投資家にとって公共の利益を確保することが原則である。投資家が有する土地使用权を政府に返還する場合、関連する土地管理機関は、投資家及びそれにより影響を受ける人々の損失に対する補償を市場価格に基づいて算出するものとする。
- フィージビリティ・スタディ、環境社会影響評価、輸入関税及び免税措置のための車両、機械設備、原材料のリストなどを所定の書式で作成、提出するに当たり、助言する。これらの書類は、その後、さらなる調査、審査及び承認の根拠として

用いられる。

- 計画投資省（あるいは地方局）は、他の関係機関と協力して、交渉し、初期合意文書を作成する。
- 交渉結果をワンストップ・サービスが開催する審査会議にかける。
- 政府あるいは県政府にさらなる審査と承認を提起し、投資家に対して、投資の種類と規模に応じた保証金を供託するよう助言する。保証金は国庫の口座に保管され、プロジェクトがスタートした時点で返却される。

承認された後で、計画投資省（地方局）は、規則に従って、投資家に対してコンセッション登録証を発給する。

#### コンセッション登録証の発給

- 計画投資省は、政府の合意が得られた後、コンセッション登録証を発給する責任を担う。
- 県の計画投資局は、地方自治体の承認が得られた後、コンセッション登録証を発給する責任を担う。

#### コンセッション登録証

- コンセッション登録証は、コンセッションに係る投資家の権利を法に基づき承認する。
- コンセッション登録証には、企業登録、投資許可、投資優遇措置、税務登録及び関係機関による事業許可が含まれる。
- 投資家はコンセッション登録証受領後直ちに事業を開始することが出来ると共に90日以内に事業活動を開始する義務も負う。投資家が、その期間内に事業を始めることが出来ない場合は、計画投資省/地方局は文書で警告する。もし、投資家がその後60日以内に事業活動を開始しなければ、当該事業に対するコンセッション登録証は破棄され、保証金は没収される。

#### コンセッション契約の締結

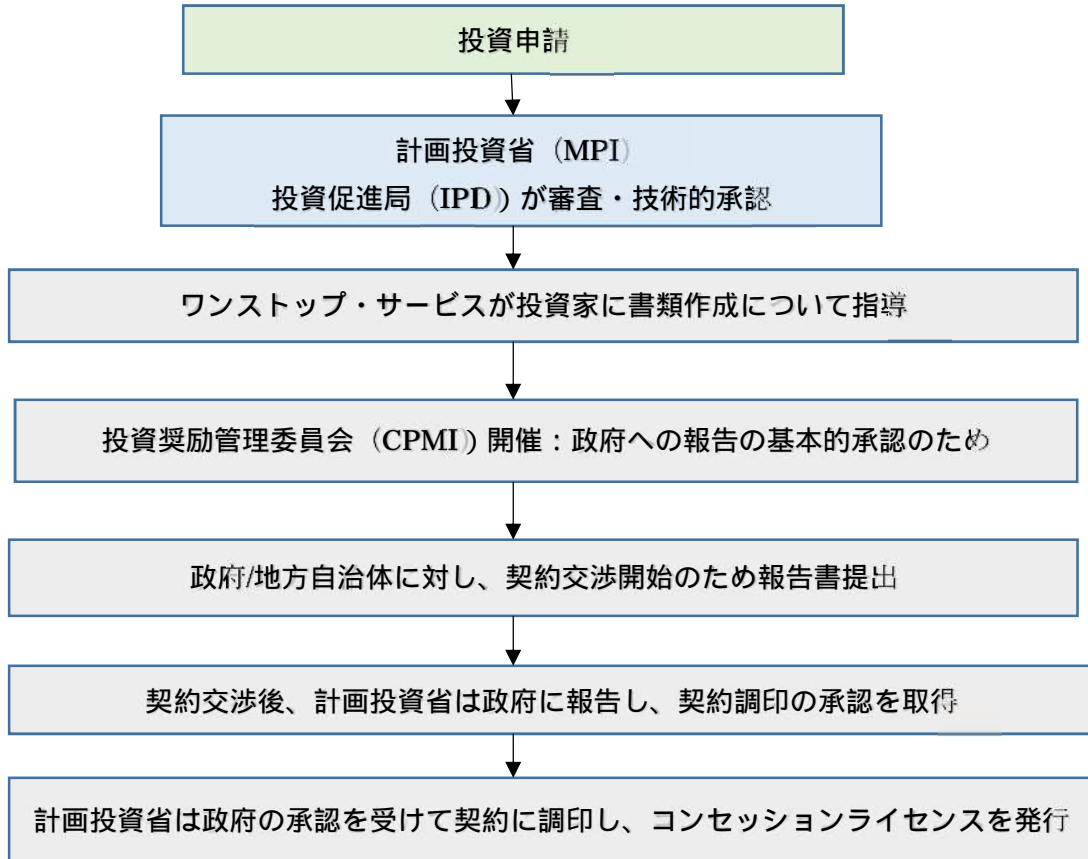
- コンセッション契約は投資家と政府あるいは地方政府との間で、自発的かつ合意に基づき締結される。
- コンセッション契約では、契約の目的、価値、条件、契約者双方の権利及び義務を定める。
- 投資契約、特にコンセッションの権利や株式の移転は、公証人役場によって承認されなければならない。

#### コンセッション契約の改定

- コンセッション契約の内容は、契約者双方の合意により改定、変更もしくは追加することが出来る。改定、変更もしくは追加が重要なものでない場合は、計画投資省あるいは地方の計画投資局は、一方の契約者からの提案に基づき、関係機関と検討し、政府や地方自治体に報告する。

- コンセッションに係る権利や株式の移転を伴うコンセッション契約の改定、変更、追加に対しては、税法に従って課税される。

図表 11-2 コンセッション事業の承認手続き



(出所) MPI, General Information Guide for Investing in Lao PDR, 2011

### (3) SEZ (特別経済区及び特定経済区)

SEZ への投資という場合には、SEZ そのものを開発するための投資を指す場合と SEZ 内への投資の二つのパターンがある。

前者は、首相府傘下の「国家経済特区管理委員会 (NCSEZ : National Committee for Special Economic Zone) に申請して、受理されれば、経済特区コンセッション登録証を受けることが出来る。SEZ 開発に当たっては、土地収用や住民移転の問題がからんでくるが、その場合には関連する自治体の代表者から成る土地収用・人民移転委員会を組成して話し合いを行い、測量調査などを行った上で政府が補償する。

後者の投資家は入居したい特別経済区あるいは特定経済区にあるワンストップ・サービスに申請し、受理されると企業登録証が発行される。

## 2. 会社設立の手続きと必要書類

世界銀行グループ(世界銀行と IFC)は毎年、世界の国々の「ビジネス環境の現状(Doing Business)」調査を行っている。2013年10月に発表された「Doing Business 2014」によると、189ヶ国/地域の「ビジネスの容易度」ランキングでラオスは総合159位、ビジネスの開始手続きのランクは85位であった。

Doing Business 調査の項目は、ビジネスの開始手続き、建設許可取得、電力需給、不動産登記、信用力、投資家の保護、徴税、対外貿易、契約の強制力、破産処理、の10項目である。各項目のラオスの順位及び近隣諸国との比較表については巻末の「アジアの主な国・地域の概要と主要経済指標」を参照されたい。

図表 11-3 は Doing Business のチームが調査した、ラオスにおける典型的な企業(在ビエンチャン、有限(非公開)会社、設立資金は GNI の 10 倍まで<sup>(注)</sup>)の設立に必要な書類、必要日数、必要コストである。

(注)世界銀行によると2012年のラオスの一人当たり GNI は 1,270 ドルであったので、2012年時点で設立資金 12,700 ドル(2012年のレートで約 100 万円)までの会社ということになる。

ちなみに、“Doing Business 2014”におけるビジネスの開始手続きの容易さについて、ラオスと近隣諸国を比べるとラオスは容易な国と見られている。すなわち、ラオスは189ヶ国中85位にランク付けられており、タイの91位、ベトナムの109位、インドネシアの175位、カンボジアの184位よりもかなり上位にランクされているのである。なお、ラオスよりビジネスの開始手続きが容易なアジアの国はマレーシアであり16位に位置づけられている。

図表 11-3 工商業省企業登録局の会社設立の手続きと必要日数及び費用

	手続き（必要書類）	申請先	必要日数	費用 (LAK)
1	企業名予約証書申請	工商省、企業登録局	1日	10,000
2	企業登録証書（ERC）申請 ・ 設立契約書 3 通 ・ 会社設立の署名済み書類（工商業省書式）3 通 ・ 企業設立者による決議書 3 通 ・ 代理人が申請する場合委任状（工商業省書式）3 通 ・ 設立者の ID カード/パスポートのコピー 3 通 ・ 最高責任者の写真（3×4cm）6 通 税金登録証書申請 ・ 申請レター、会社設立書、ERC ・ 納税者番号申請	工商省、企業登録局           財務省、資産管理局  税務署	1 週間          2 週間	10,000 （法人設立書） + 70,000 （申請書）+ 300,000 （申請料） + 25,000 （税登録） + 100,000 （納税証明書）
3	事業ライセンス申請	関連省庁	2-3 週間	50,000
4	商標及びビル広告の認可申請		5 日	10,000
5	社印作成申請		45 日	120,000 （ラオス語） 123,000 （ラオス語 + その他言語）
6	労働者の社会保険登録	関連機関	7 日	無

（出所）World Bank & IFC, “Doing Business 2014 ” Economy Profile: Lao PDR